

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

## 「特別昇給(昇給係数 2)」の実施を求める申し入れ

2021年度賃金引き上げの際に、JR東日本はベースアップを行わず、さらにJRグループ内で唯一、昇給係数「2」をカットした定期昇給を実施しました。2022年度では、昇給係数「4」とする定期昇給は行いましたが、ベースアップは実施されませんでした。これら会社回答は、コロナ禍において安全で安心した公共交通の輸送サービスの提供を追求し、収入確保に全力で向き合ってきた全組合員の苦労と努力に対する適正な評価とは言えず、現場の奮闘を無にする行為そのものであったと言えます。

この低額回答によって、私たち労働者の「尊厳と明日への希望」が奪われ、さらに相次ぐ生活必需品の高騰によって平穏な日常生活は一変させられました。具体的には、定期昇給カット分による生活への影響度は、すでに平均10万円弱の減収という形で現れています。また、若い社員の間では、結婚・出産を躊躇するなどライフスタイルにも大きな影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症拡大は、地域の足を担うJR東日本の「社会的使命」を明確にただけでなく、同時に私たち「輸送サービス労働者」の「仕事の価値」を証明しました。この誇り高い労働に相応しい労働条件の確立と賃金引き上げは、鉄道の安全とその先の安心をつくり出すために不可欠なものです。経験労働を重視する鉄道業における「労働の価値」への正当な評価として実施されるべき定期昇給を引き下げ、労働者に全ての責任と犠牲を強いる経営姿勢を認めることはできません。

この間の賃金引き上げ及び期末手当における団体交渉においては「物価上昇分を考慮した生活維持向上分としてのベア」ならびに「鉄道が未来永劫発展していくためには労使議論が必要であり、双方の立場を認め合いつつ、議論に踏まえ認識の一致を図っていく」「黒字を達成した際には社員への還元を実施する」「社員が未来を展望できる労働条件の確立を図る」3点の確認事項、そして「物価上昇分の賃金への反映は基本給改定で行なうべきもの」という労使確認を図ってきました。この確認事項の履行と、物価高騰に対する社員負担軽減をはかる企業責任を果たす経営が今こそ求められています。

JR東日本輸送サービス労働組合は、全ての仲間の“こころの豊かさ”を実現するために、“奪われた生活と賃金を取り返す”という考えに基づき、2021年度の定期昇給カット分を補う「特別昇給(昇給係数2)」の早期支給を強く求めるものです。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

## 記

1. 地域の足を担う J R 東日本の社会的使命と責任を全うしている“輸送サービス労働者”の「労働の価値」を正しく評価し、人間らしく生きる為の当たり前の生活を取り戻すために 2021 年度にカットされた定期昇給を補う「特別昇給（昇給係数 2）」を実施すること。
2. 今申し入れに対する回答は 2023 年 1 月 31 日までに行うこと。また、団体交渉は、2023 年 2 月 9 日までに実施すること。

以 上